

6. 大阪体育学研究論文審査規程

- 1 大阪体育学研究編集委員会規程に定められた大阪体育学研究に投稿された論文の審査に関する事業を行うため、この規程を設ける。
- 2 事務局に送付された原稿は、その受付以後の最初の委員会に提出され、投稿者の希望する研究領域を参考として、委員会によって決定された複数の審査員の審査を受けるものとする。
- 3 投稿者あるいは共同研究者は、その論文の審査員になることはできない。
- 4 担当審査員は投稿論文が大阪体育学研究投稿規程に示された基準に沿っているか否かを検討し、掲載の適否を概要4段階によって評定し、その結果と根拠を編集委員長に報告する。
- 5 論文審査の期間は原則として3週間以内とする。
- 6 審査員が論文審査に困難が生じた場合には審査結果の報告書に次の事項を記入し、論文受領後1週間以内に編集委員長に送付する。
 - 1) 困難な理由
 - 2) 他に審査委員として適当と思われる人
 - 3) その他の意見
- 7 投稿論文の大坂体育学研究への掲載可否についての最終決定は編集委員会が決定する。

附則

- 1) 平成3年12月15日より施行する。
- 2) 平成8年11月11日より施行する。
- 3) 平成23年12月23日より施行する。
- 4) 平成29年4月1日より施行する。
- 5) 令和6年3月17日より施行する。